平成２９年（フ）第８号
山形県最上郡金山町大字金山字荒屋666番地３
破産者　川又　脩人
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第６９号
相模原市緑区二本松３丁目17番28号
破産者　吉澤　明輿
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１７３号
山梨県笛吹市春日居町鎮目1472の１―Ｇ、住民票上の住所山梨県笛吹市春日居町鎮目1667番地１
破産者　三枝　義人
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７３４号
愛知県瀬戸市池田町187番地　クレスト91206、従前の住所名古屋市天白区植田南３丁目301番地　村瀬マンション105号
破産者　水田木綿子
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１０３号
名古屋市緑区滝ノ水１丁目2011番地
破産者　佐野　美穂
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３６２４号
大阪市東成区大今里南１丁目11番14号　オリエンタル大今里　406号
破産者　ＫＩＭ　ＣＨＡＮＧＯＨ　金　　昌吾
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１６２号
大阪市淀川区十八条１丁目７番21―206号　シティハイム十八条、住民票上の住所大阪市東淀川区東中島１丁目17番５―719号
破産者　小島アヤ子
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６１７号
大阪市東淀川区上新庄２丁目20番45号　ＯＭレジデンス上新庄駅前203号
破産者　川田　光枝
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１７４号
大阪府吹田市江坂町１丁目12番47―405号、開始決定時大阪府吹田市江坂町１丁目22番１―607号
破産者　田中　桂子（旧姓伊集）
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０２７号
大阪市大正区鶴町２丁目13番25号　中山製鋼所星友寮213号、前住所大阪市東住吉区公園南矢田１丁目17番２号　ブラームス長居公園401号
破産者　幸　　猛
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５３４号
大阪市淀川区三津屋北１丁目４番20―316号
破産者　川嵜　善弘
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８１１号
大阪府茨木市大池１丁目12番１―313号
破産者　奥水　　啓
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１５９号
大阪府豊中市岡町２番19―302号
破産者　滝口接骨院こと　滝口　正記
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１６０号
大阪府豊中市岡町２番19―302号
破産者　滝口　公枝
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３１号
堺市中区八田北町10番地31　16棟301号
破産者　三浦　晶子
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４３２号
堺市中区八田北町10番地31　16棟301号
破産者　三浦　康次
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４６５号
堺市中区宮園町３番８―201号
破産者　石川　良子
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６３２号
大阪府羽曳野市学園前１丁目６番15号
破産者　奥沢食品こと　奥澤　信義
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係